

ふるさと納税の功罪

- ふるさと納税の問題点について -

佐藤 匡*

Merits and Demerits of Hometown Tax System - Problems about Hometown Tax System -

SATOU Masashi*

キーワード：ふるさと納税

Key Words: Hometown Tax System

はじめに

『ふるさと納税』は、現在、多くのメディアに取り上げられ、全国の地方自治体において行われており、その『返礼品¹』の内容等から、非常に注目されている。

他の納税制度とは異なり、この『税金²』を納付することによって、納付した地域から『返礼品』と呼ばれるその地方自治体ならではの特産品が送付されたり、納付した金銭の用途を指定することができたりすることから、この制度を活用する国民も次第に増加している。

一方、各自治体が納付される『税金』獲得のため、『返礼品』をより豪華にする等、競争が過熱し、地域間の格差が拡大しているとの批判もされている。

そこで、本稿では、そもそも『ふるさと納税』とは、どのような経緯によって成立した制度であるのか、どのような仕組みの税制度なのか、『ふるさと納税』が地域にどのような影響を与え、どのような問題点を内包しているのかを明らかにしたい。

一 ふるさと納税の成立過程

1 ふるさと納税とはそもそも何なのか

(1) 『ふるさと納税ポータルサイト』におけるふるさと納税の定義

『ふるさと納税』とは、そもそもどのような制度なのだろうか。総務省が運営する『ふるさと納税ポータルサイト³』は、『ふるさと納税』を以下のように説明している。

「ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。⁴」

ここで明らかなことは、『ふるさと納税』とは、文字通りの『納税』ではなく『寄付』であるということである。

(2) 『ふるさと納税ポータルサイト』以外におけるふるさと納税の定義

『ふるさと納税』は、先述したように、現在、非常に注目を集めている制度である。そこで、どの地方自治体が、どのような『返礼品』を用意しているか、納付した『税金』が、どのような用途に用いられるか、といった情報を掲載しているサイトがいくつかある。

*鳥取大学地域学部地域学科

そこで、そのようなサイトが、どのようにこの『ふるさと納税』を説明しているか確認し、比較してみようと思う。総務省が運営する『ふるさと納税』関連のサイトである『ふるさと納税ポータルサイト』の記述が、最も正確かつ信頼できるのは当然である。しかし、先述したように、現在、非常に注目を集めている制度であるがゆえに、民間の情報サイトがいくつか存在し、それらが独特の切り口で情報を提供している。

そこで、『ふるさと納税』に関心のある人であるならば利用するであろうと思われる『ふるさと納税』関連サイトを閲覧し、『ふるさと納税』をどのように説明しているのかを表記がされているかを確認してみたいと思う。

① 『ふるさとチョイス』におけるふるさと納税の定義

株式会社トラストバンクが運営する『ふるさとチョイス⁵⁾』においては、『ふるさと納税』を以下のように説明している。

「ふるさと納税とは、自治体への寄附金のことです。個人が2,000円を超える寄附を行ったときに住民税のおよそ2割程度が還付、控除される制度です。⁶⁾」

このように、『ふるさとチョイス』においては、『ふるさと納税』のことを、はっきりと「寄付金」であると言い切っていることがわかる。

② 『さとふる』におけるふるさと納税の定義

株式会社さとふるが運営する『ふるさと納税サイトさとふる⁷⁾』においては、『ふるさと納税』を以下のように説明している。

「寄付を通じて地域の人を応援、お礼品を通じてあらたな地域の魅力を知る。寄付金を有効活用した地域づくりに貢献でき、地域の生産者も喜び、寄付した人もお得になる、みんなが幸せになれる制度がふるさと納税です。⁸⁾」

このように、『さとふる』においては、「寄付を通じて」、「寄付金」、「寄付した人もお得になれる」と、『ふるさと納税』が『寄付金』であることを案に示していることがわかる。しかも、この説明のタイトルは「ふるさと納税とは」であるが、サブタイトルは「あなたの好きな自治体を応援する寄付金」となっている。

③ 『ふるぽ』におけるふるさと納税の定義

株式会社 JTB 西日本が運営する『ふるさと納税ポイント制自治体サイトふるぽ⁹⁾』においては、『ふるさと納税』を以下のように説明している。

「ふるさと納税とは、全国の地方自治体の中から応援したい自治体、ふるさとにしたい自治体を選んで寄附金を送るという制度です。納税という名称がついていますが、形式上は寄附という形になります。一定額以上の寄附を行えば、住民税と所得税からの還付・控除が受けられるようになります。そのため、形式上は寄附ですが、実質的には「納付先を自由に選ぶことができる納税」と考えられています。¹⁰⁾」

このように、『ふるぽ』においては、『ふるさと納税』を「寄付金を送るという制度」と定義し、形式上は『寄付』であるが、実質的には「納付先を自由に選ぶことができる『納税』」であると、かなり具体的に説明をしている。

④ 『わが街ふるさと納税』におけるふるさと納税の定義

株式会社 SCINEX が運営する『わが街ふるさと納税¹¹⁾』においては、『ふるさと納税』を以下のように説明している。

「かつて住んでいた故郷、思い出の場所、興味のある地域などの自治体に、現在、どこに住んで

いても関係なく「寄付」することができます。寄付する際に使い道を指定できる自治体や、金額に応じて特典を進呈する自治体も数多くあります。ふるさと納税は、“ふるさと”とあなたの新しい関係づくりを促進する制度です。¹²⁾

このように、『わが街ふるさと納税』においては、『寄付』することができます」と、『ふるさと納税』が『寄付金』であることを案に示している。

⑤ 『楽天市場』におけるふるさと納税の定義

ネットショッピングサイト大手『楽天市場¹³⁾』を運営する楽天株式会社も『ふるさと納税』情報を提供しており、『ふるさと納税』を以下のように定義している。

「ふるさと納税は、居住地に関わらず様々な自治体に寄付を行う制度です。寄付金の使い道を予め知ることができ、お礼に地域の特産品などを受け取れたり、税金の控除を受けられるなどの特典もあります。楽天会員ならお買い物と同じフローで寄付が可能。地域活性化を支援しながら各地の特産品を楽しめるのが「ふるさと納税」の特徴です。¹⁴⁾

このように、『楽天市場』においては、真正面から『ふるさと納税』の定義を、「自治体に『寄付』を行う制度」としている。

(3) ふるさと納税はどのような寄付なのか

以上のことから、『ふるさと納税』に関心をもって、インターネットを利用して調べる際には、ほぼ間違いなく、『ふるさと納税』は『納税』ではなく『寄付』であるという事実を知ることになることがわかる。

それでは、どのような『寄付』なのであろうか。要点をまとめると以下ようになる。

「ふるさと納税とは、現在納付している道府県民税・市町村民税といった地方税の一部を任意の自治体へ移転するものであり、個人が2,000円を超える寄付を行った場合、住民税のおよそ2割程度が還付、控除される寄付制度のことをいう。」

先述したように、『納税』とは銘打ってはいるが、実質的には自治体への『寄付』を意味する¹⁵⁾。

さて、『納税』と『寄付』とでは、馴染み深さによって大きな隔たりを感じる人も多いのではないだろうか。消費税や所得税、相続税等の税金とは馴染み深い、『寄付』といった場合それほど馴染み深いといった人はいないだろう。それもそのはずで、我が国においては、『寄付金』に対する関心度は高いとはいえない状況にある。むしろ、『寄付』に対する関心はほとんどないともいえるだろう。その証拠に、イギリスのチャリティー団体である Charitable Aid Foundation¹⁶⁾ (CAF) が2016年に発表した“World Giving Index 2016”(2016年世界寄付指数)によると、我が国は第114位であった。我が国においては、『寄付』という一部の富裕層に属する余裕のある人々がする行為であり、通常の人々には関係のない行為との印象が強いようである。この『寄付』という行為とは縁遠い我が国において、実質『寄付』である『ふるさと納税』が注目されていることは、我が国において、『ふるさと納税』を通して、『寄付』という行為を根付かせる契機となり得るかもしれない。

また、この『ふるさと納税』(『寄付金』)は、実質的には『寄付金』でありながら、一般的な『寄付』と比べると非常に優れている面がある。それは、『寄付』が一方的ではないということである。これは、すべての地方自治体に必ずしも該当するわけではないのではあるが、多くの地方自治体では、『寄付』をされると、その『寄付』に対してのお礼として『返礼品』を送付している。また、『寄付金』という実質面があることから、税額の『寄付金控除¹⁷⁾』が受けられる。

単なる『寄付』であれば、それが継続し得るものかという点で大きな疑問があるが、このように一方方向の『寄付』行為ではなく、双方向のものであることから、継続性についても期待でき得る

ものとなっている。但し、『寄付』の性質上、その見返りを求めること自体が、本来的な意味に反しているとの意見があることを見過ごしてはならない。また、このような見返りのある例外的な『寄付』の存在が、従来の一般的な『寄付』に対する関心を阻害する可能性を懸念する声もある。

2 ふるさと納税は誰がいい出したのか

そもそも、『ふるさと納税』なる制度は誰がいい出したのであろうか。

『ふるさと納税』は、新聞のコラム¹⁸を契機として一部の政治家が取り上げたことから、議論が活発化したとされている。

マスコミ等では、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、西川一誠氏（福井県知事）が2006（平成18）年10月に「故郷寄付金控除」の導入を提言しており、これをもってふるさと納税の発案者としている。また、西川氏は後に総務省の設置した「ふるさと納税研究会」の委員に選任された。

これに対し、平岡秀夫元衆議院議員は、自身のブログ（2006年4月25日）で、「納税先指定による納税法案」を提案しており、時期的にはこちらが早いことから、発案者は平岡氏であるとする説もある。なお、平岡氏は、同ブログ内で、「納税先指定による納税法案」について、「この法案の趣旨は、地方の住民税の納税額の2割相当額は、各人が指定する地方公共団体に納税することができることとし、自分の出身地である地方公共団体や、気に入った地方公共団体を支援することができるようにしようとするものです。」と紹介している。

3 ふるさと納税制度成立の経緯

2006（平成18）年8月7日、第3次小泉純一郎内閣において谷垣禎一財務大臣が「ふるさと共同税」の導入を提案した¹⁹。

その後、時代は第1次安倍晋三内閣へと移り、先述した西川一誠福井県知事が、同年10月20日、「故郷寄附金控除」制度を提案した。

年が明けて2007（平成19）年4月、世耕弘成参議院議員が「ふるさと還元税制」を提案した。同年5月1日、菅義偉総務大臣（第1次安倍内閣、現官房長官）が、ふるさと納税制度の創設に向けて研究会を立上げる方針を表明した。

また、同年5月30日、地方分権改革推進委員会が取りまとめた「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」において、地域間の税収格差是正の必要性が示された。

同年6月1日、総務省が、「ふるさと納税研究会²⁰」を立ち上げ、制度創設に向けて検討を開始した。

同年6月19日、「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）が、「『ふるさと』に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する」として、ふるさと納税の導入を示唆した。

同年7月12日、平井伸治鳥取県知事をはじめとして、村井嘉浩宮城県知事、斎藤弘山形県知事、飯泉嘉門徳島県知事、古川康佐賀県知事の5県知事（当時）が、「『ふるさと納税』制度創設の提言」をまとめた。

時代は、第1次安倍内閣から福田康夫内閣へ移り、同年10月5日、「ふるさと納税研究会」が、「ふるさと納税研究会報告書」を取りまとめた。

2008（平成20）年1月25日、『ふるさと納税』を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律案」が第169回国会に提出された。

同年2月29日、同法案が衆議院で可決され、参議院に送付された。

同年4月30日、送付後60日を経過しても参議院で議決に至らなかったため、同法案は衆議院で再可決され、成立した。この時をもって、『ふるさと納税』が実質的にスタートしたのである。

4 ふるさと納税の法的根拠

『ふるさと納税』は、先述したように、実質的には『寄付』である。ゆえに、『地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）』のうち、『寄附金税額控除』について規定している第37条の2及び第314条の7が根拠規定となる。また、『所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）』において『寄附金控除』について規定している第78条も併せて『ふるさと納税』の法的根拠となる。

5 ふるさと納税の目的

『ふるさと納税』は、このような経緯により、2008（平成20）年4月より導入されているが、その目的は、地域間、具体的には、大都市と地方との間の税収格差是正である。

地方で育てられた人材が大都市に出て行き、そこで働き、そこで家庭を作る。当然、『税金』はその大都市で支払う。このようにして地方ではどんどん過疎化が進み税収が減り、大都市は人材があふれることにより税収も増え、大都市と地方との間の格差は増える一方であった。この格差を是正する方策の1つとして『ふるさと納税』は導入されたのである。

現在では、地方創成のために『ふるさと納税』を役立てようとの動きもあるが、本来的な『ふるさと納税』の意義は以下の3つであるとされている。

（1）納税者が寄附先を選択する

『ふるさと納税』は、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度である²¹。今までの国及び地方自治体が国民（住民）から徴税するという税制に対して、『ふるさと納税』は納税分の一部であっても自らの意思で納税対象を選択できるようになっていることから、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会となる²²と期待されている。

（2）地域の力となれる

『ふるさと納税』は、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度である²³。自分を育ててくれた「ふるさと」は誰にとってもかけがえのないものであり、『ふるさと納税』を通じてそのふるさとに『寄附』という形で恩返しをすることができる。また、出生地や過去の居住地に限らず、2地域居住を行っている地域に貢献したいと考えている人やボランティア活動などを通じて縁のできた地域などを応援したいと考える人等、本来の意味のふるさと以外に自分が応援する地域に貢献したいという思いを実現できるようになる。結果として、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援にもなる²⁴のである。

（3）自治体間の競争の激化

『ふるさと納税』は、地方自治体が国民に取組をアピールすることで『ふるさと納税』を呼びかけ、自治体間の競争が進む²⁵制度である。『ふるさと納税』が実現すれば、『納税』された金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのか等、その地域の出身者や関心を持った人へ魅力的な情報を提供しようと、自治体間での競争が刺激される。また、地方団体にとっては、こういった競争の過程で自らの自治のあり方を問い、進化させる重要な契機になるはずである。さらには、納税者と地方団体の間にいわば「相互に高め合う」新しい関係が生まれることが予想される。つまり、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながる²⁶のである。

なお、『ふるさと納税』が地方団体間の税制格差の是正に役に立つという期待もあるが、国民が「ふ

るさと」の大切さを再認識するという意義がより重要であるとされている。

5 復興にも利用できるふるさと納税

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災²⁷の被災地の復興は急を要する。被災地は費用を必要としていることから、『寄付』をしようと思う人々も数多くいた。しかし、いざ被災地に『寄付』をしようと思っても、その受付窓口となっている団体がどの程度信用できる組織で行われているのか等の懸念材料も多くある。可能であれば直接被災自治体に対して寄付をし、復興・復旧に役立てて欲しいと思った人々も多いはずである。

この『ふるさと納税』の制度は、直接自身で納付自治体を選択できることから、このような被災自治体に対して復興・復旧に役立ててもらおうと『寄付』をすることが可能となる。また、先述したように、『寄付』した資金の利用方法も指定できることから、どのような復興・復旧に役立ててもらうかも細かく指定できる場合もあり、非常に有効な方法であるということが出来る。単なるお得感のみでなされるわけではなく、いかに『ふるさと納税』が役立つかという面が際立つ事例であろう。

二 ふるさと納税のメリット

『ふるさと納税』が近年ある意味流行しているのには、様々なメリットがある点がある。人間はある意味、得をするから経済行動を取るという面がある。まさに、この『ふるさと納税』の制度は、この人の心理的側面を突いた制度であるといえるであろう。

1 返礼品が受け取れる

『ふるさと納税』の最大の利点は、地方自治体に対する『寄付』に対し、『返礼品』を受け取ることが出来るということにある。

確かに、その『返礼品』が欲しければ、普通に店やネットショッピング等で購入すればいいし、その方が価格も安いことが多い。わざわざ『ふるさと納税』という手続きを採らずとも、その物が欲しいのなら、買った方がいいのである。

しかし、『寄付』という行為をしつつ、『返礼品』と『税額控除』を受け取れるという心理的な優越感と、地方自治体が厳選しているという安心感とで利用する人が年々増えている。つまり、単なる購買行動ではなく、多くの人にはプラスアルファの部分に重きを置いているのである。

また、その土地の特産品や名産品には、必ずしも普通に購入できるものばかりではなく、通常であれば流通しないもの(その土地に足を運ばないと得られないものやそもそも流通させていないもの)も選択できるようにしている地方自治体もあることから、利用するメリットはますます大きくなっているといえる。

この他にも、品物をと考えると普通に購入した方が安いのであるが、『税額控除』等を計算に入れると、結果的に自己負担額は2,000円となることから、たいていの場合、納税者が得をする仕組みとなっているということを忘れてはならない。

2 税金が控除される

『ふるさと納税』を行うと、その年の所得税及び翌年の個人住民税より、『寄付金』相当額の戻りが発生する。具体的には、各個人の上限金額以内であれば、『寄付金』の額の2,000円を超える部分については全額戻りがあるので、2,000円の自己負担によって、先述した『返礼品』を受け取れることになるわけである。これは大きな節税効果が期待できるといえる。

『寄付』をしつつ節税も行え、『返礼品』も受け取れるということなので、多くの人が『寄付』行動に刺激されるのも納得できるのではないだろうか。

3 どこへでも寄付ができる

『ふるさと納税』における「ふるさと」の定義は定まっていない。例えば、過去に居住したことがある地方自治体と定義してしまうと、本当に『寄付』をしようとしている人が、間違いなくその地方自治体に居住していたかどうか確認した後に、『寄付』を受け付けることとなり、事務作業が膨大となる。また、移動の激しい人については、どれが自分にとってのふるさととすべきか迷うところであり、それについて一方的に、「5歳から10歳までの間に最も長く居住した街があなたのふるさとです」等と定義づけることは、適切ではない。

そこで、『ふるさと納税』においては、「ふるさと」の定義はせずに、任意の地方自治体に対して、『寄付』をすることを可能にしている。つまり、「ふるさと」は個人が自由に選択できるのである。このことは、選び方もまた自由であるということの意味する。例えば、一度も関わったことがない地方自治体であっても、『返礼品』が自分の欲しい物であるというだけで『寄付』をしてもいいし、自分の好きなタレントの出身地といった理由で『寄付』をすることも可能なのである。

このように、『ふるさと納税』の自由度が増しており、このことが、『ふるさと納税』の『寄付』金額が増加する要因の1つとなっているのである。

4 複数の自治体に寄付ができる

『ふるさと納税』の「ふるさと」の定義が定まっていないことは、自由に選択できることに留まらず、複数の地方自治体への寄付も可能とする。

そもそも、人は移動する生き物であり、その移動が激しければ、その人にとって「ふるさと」と呼べる存在は多く存在することになる²⁸。また、「ふるさと」の定義が定まっていないのだから、好きな地方自治体や応援したい地方自治体、自分が今住んでいる地方自治体などいくつもの地方自治体に『寄付』をすることも可能なのである。このことは、複数の『返礼品』が欲しい場合や応援したい地方自治体が複数ある場合などに非常にメリットがあり、『ふるさと納税』の自由度をさらに増しているといえる。

5 寄付金の使い道を定めることができる

『寄付金』は『寄付』をしたら終わりということが多く中、この『ふるさと納税』は、その『寄付』の中身についても指定できる点に大きなメリットがある。

これは、すべての地方自治体で行われているわけではないが、多くの地方自治体では、自らが『寄付』をした『ふるさと納税』の使い道を指定できるシステムを用意している²⁹。例えば、福祉事業とか緑化事業とか指定できるのである。これには、その地域の特徴が現れており、例えば、先年改修した姫路城を擁する兵庫県姫路市では、『ふるさと納税』による『寄付金』をこの改修費用に指定することができていた。

『ふるさと納税』の自由度は、まさにここに極まったというべきであろう。地方自治体を選ぶだけでなく、その地方自治体における使い道まで自ら選ぶことが可能であるから非常にユニークな制度であるといえる。

6 お中元・お歳暮としても利用可能

ここまで、『ふるさと納税』のメリットとして、『税額控除』の部分以外で、その自由度ということ 키워ドとして述べてきた。

まず、『返礼品』を自由に選択できることを述べた。次に、『寄付』をする先の地方自治体を自由

に選択できることを述べた。また、地方自治体の数もまた自由であることを述べた。また、その『寄付金』の使い道すらも自由に選択できるということを述べた。

実は、『ふるさと納税』の自由度はこれだけには留まらない。その『返礼品』の送り先をも自由に選択できるのである。これもすべての地方自治体で可能というわけではないが、ほとんどの地方自治体において、『返礼品』の発送先を指定できる。

本来であれば『寄付』をした人の居住地へ『返礼品』は発送すべきであるが、それ以外の場所にも発送できるのである。先述したように、『返礼品』には、その土地の名産品等といった物が多いのであるが、これを他の人に送ることによって、お中元やお歳暮として利用することも可能なのである。

結果的に、『ふるさと納税』はありとあらゆる面において自由度を重視した地方自治体に対する『寄付金』制度となっているのである。

三 ふるさと納税のデメリット

何にでも光があれば陰があり、メリットがあればデメリットがある。完全にすべての者に対してメリットだけが存在するというものは存在し得ないのである。

『ふるさと納税』は、そのメリットが魅力的なものばかりであるので、デメリットが目立たないのではあるが、このメリットがあるからデメリットがあるといえるべきものがある。

1 寄付金額の予想が立たない

『寄付』というものは義務ではなく、強制力の伴わない、つまり、任意になされるものである。ゆえに、その実質が『寄付』である『ふるさと納税』は、『寄付』をする者の自由な意思に委ねられている。

このことは、その『寄付金』を利用する地方自治体の側からすれば、安定した財源とはいえないということの意味する。ある年に総額1億円の『寄付』があったからといって、次の年もその額に近い額の『寄付』が受けられるという保障はないのである。『ふるさと納税』は『寄付』である以上、実際の税収に比べて非常に不安定であるのである。

不安定であるがゆえに、地方自治体の側も思い切った予算を立てることはできず、かなり控えめな予算を組んでいるようである。なぜなら、思い切った予算を組んで、実際の『寄付』収入が予想に反して低かった場合、その地方自治体は予算執行のため、貯蓄してある資金を取り崩さなくてはいけないからである。

では、控えめな予算を組んで余った分を貯蓄すればいいではないかとなるが、『寄付』をした者たちは、その利用方法も指定している³⁰ことから、そのほとんどを「貯蓄しました」というわけにはいかない。使用用途には福祉目的とか緑化事業はあるが、貯蓄はないのである。

であるから、各地方自治体は、どれくらいの『寄付』収入があるかどうか、相場師のように予想を立てながら危険な運営を強いられることになる。このような能力は本来の行政職員に要求されるものではないことから、非常に難しい綱渡りを強いられている現実があるのである。

2 税収すら予想が立たなくなる

『ふるさと納税』が、実質『寄付』であるにも関わらず、『納税』との名を冠している理由は、『税額控除』があることに他ならない。他の地方自治体に『ふるさと納税』という名の『寄付』をすることによって、自らが居住している地方自治体の住民税からある一定の金額を控除してもらうのである。

つまり、ある地方自治体において、他の地方自治体に対する『ふるさと納税』をする住民が多ければ多いほど、総控除金額が増え、本来入るはずの税収が減少するのである。これは、本来ある程度安定しているはずの税収すら不安定なものとなることを意味する。

『ふるさと納税』が純粋な『寄付』であれば、『寄付』収入の不安定さだけの問題で済むのであるが、税収と連動することから、本来安定しているものまで不安定になっていくという結果が起こるのである。

これは地方自治体のこれまでの予算執行にも影響を及ぼすことになる。『ふるさと納税』は自由な意思によって行われることから、それをすることを強制することができず同時に、それを禁止することもできない。

強制をすることは個人の財産に対する自由権を侵害することになり、公共部門がそれを行うのであれば間違いなく違憲（日本国憲法第 29 条違反）の問題が生じることとなる。

つまり、自地方自治体からの資金の流出を防ぐための方法はなく、自地方自治体からの資金の流出を上回る資金の流入を図る必要が生じるのである。

3 返礼品合戦が始まる

安定した地方自治体の運営のためには、予算が必要である。多くの資金があればそれだけできることも増える。資金がなければやらねばならないことすらできなくなる。

ゆえに、資金の流出は大きな痛手となり、それを防ぐ方策がないことから、それを上回るだけの資金の流入を図らなければならない。そうなると、『寄付』行動を刺激するために、どれだけお得感を出すかといった『返礼品』合戦が始まることとなる。

『ふるさと納税』の性質上ある程度まではそれも許されるのであろうが、本来の地域間の格差是正のはずのこの制度が、間違った方向にエスカレートし、地方自治体同士のつぶし合いの様相を呈してきたら、本末転倒である。

しかし、実際に、『ふるさと納税』によって潤った地方自治体³¹もあるし、それによって苦境に強いられている地方自治体もある。潤った方はいいのかもしれないが、苦境に陥った地方自治体に対して、ただ魅力がないとか、努力が足りないとかで済ますことは果たして適切なのであろうか。

これが大都市部対地方で起きているのであれば、まだ格差是正の一環であると判断できなくもないが、現実には地方対地方で競争が起こっており、都市対地方の格差是正ではなく地方対地方の格差拡大につながっているのである。

おわりに

『ふるさと納税』は、非常に有効な方法である反面危険も含んでいることがご理解いただけたのではないだろうか。現在の『ふるさと納税』の運用状況を見るに、そもそもの制度設立の趣旨よりも「お得」ということに目がいきすぎているような印象がある。

とはいえ、このことによって、日本人の『寄付』に対する意識を目覚めさせた「功」の部分は大きい。この「功」の部分をどのように活かすかが今後重要になってくる。『寄付』に目を向け、『寄付』という行為や『寄付金控除』の存在に馴染んだからといってすぐに他の従来からの『寄付』に対して行動を起こす人は少ないかもしれない。しかし、少ないなりに本当に支援を必要としている人や動物に対して支援をしようと『寄付』をする人が今まで以上に増えることは間違いない。あとは、その行為に対価以上の価値を見いだせるかどうかだと思う。それは、『寄付』を募る方の説明責任の問題にも関わるであろう。ただでさえ『寄付』意識の低い国民の目が今『寄付』という行為に

向いている。それをどう活かすかは今後の課題となるであろう。

また、地域間のつぶし合いといった「罪」の部分については、今後は正を図るためのもう一工夫が必要となる。この「罪」の部分については現在拡大傾向にある。今後ますます拡大すれば、『ふるさと納税』制度の趣旨に反する状況の拡大となることから、『ふるさと納税』制度そのものが崩壊する。先述したように、行政職員に相場師的な役割を負わせることは酷である。であるならば、いっそのこと『ふるさと納税』から抜けるという選択肢もあるかもしれない。しかし、それができない。その理由は税と連動しているからである。先述したように、自地方自治体の住民が他地方自治体に『ふるさと納税』した分は、『寄付金控除』によって自地方自治体の税収が減少することにつながる。ゆえに、取られた分は取り返さないと、基本税収以下で自治体運営を強いられることとなる。であるから、『ふるさと納税』から一抜けすることは、自地方自治体を他地方自治体の草刈場にしてしまうようなものになる。よって、やめるときは参加地方自治体すべてが一斉にやめる必要がある。結局のところ、現時点では一斉にやめることくらいしか、この「罪」の部分を是正する手段はない。一斉にやめられないのであれば、基本税収が減少しないように『ふるさと納税』を上手に運用するより仕方ないのである。

地域創生や地域活性化が謳われる現在、何よりも必要なのは、人材と資金である。この『ふるさと納税』制度は、資金調達の新たな仕組みとして非常に有効ではあるが、調達先も弱っている地域である場合も少なくないというところに非常に大きな問題がある。ゆえに今後は、その解決策について知恵を絞ることになるだろう。先述したように現時点で一斉にやめるという手段は現実的ではなく、走り出した列車はそう簡単には止められないのである。

であるならば、この機会を利用して、自自治体を大いにアピールするしかないであろう。地方自治体間に弱肉強食の原理を持ち込むべきではないが、現実にはそうなってしまう以上、勝ち残る策を講じる必要があるだろう。

まさに地方創生の決定打となるべき『ふるさと納税』が地域における再生の問題として地方自治体の頭を悩ませ始めている。しかし、この制度を利用する国民はまだそのことを認識していない。認識していないから走り続ける。この問題は『ふるさと納税』の「お得感」によって完全に覆い隠されている。まさに強い光によって影が消されたかのように。

なぜこのようになったのかといえば、やはり「お得感」であろう。つまり、『寄付』行為が純粋な『寄付』行為ではなく、ある意味純粋な「お得感」に裏打ちされた経済活動になってしまっているからである。

この経済活動がどのように自地方自治体に影響をもたらすかを毎年読み解き、予算を立てるのは至難の業である。至難の業ではあるが、先述したように一抜けするにはリスクが大きすぎる。つまり、酷ではあるが、至難の業をやり遂げるしか現状はないのである。

しかし、むしろ逆転の発想で、このような至難の業、つまり、ある意味相場師的な役割を担える人材を採用なり養成することによって乗り切るという策もある。今後、地域にとって様々な人材が必要になる。巷では地方消滅といって騒いでいる節があるが、人口が減少したとしても明治維新時に戻る程度である。地方は消滅せず、消滅するのは地方自治体である。しかし、地方はこれからである。ゆえに優れた人材を採用し、養成しておくことが必須となる。

ゆえに、「功」に比べて「罪」が極端に大きく³²地域財政の大きな問題点となり得る『ふるさと納税』制度ではあるが、この「罪」を乗り切るためにも人材を得ることにまずは集中すべきである。そのことが資金を呼び、結果的に地方を救うことになる。

この『ふるさと納税』を通して金集めのみしている地方自治体は、そのうち頭打ちとなるであろう。しかし、ここでしっかりと人材育成をしつつ、様々な策を打っている地方自治体は、今後も『ふるさと納税』を大いに利用して、資金を集め、様々な事業を行うことができるであろう。

つまり、『ふるさと納税』は財政の問題でありながら人材の問題でもあるのである。その点を理解することが『ふるさと納税』制度を乗り切るカギとなるであろう。

【注】

- 1 ふるさと納税が納付された場合に、各自治体が送付する品物の呼称については、お礼品、記念品、特産品、返礼品等、各自治体によって異なっている。本稿では便宜上、返礼品という言葉に統一する。しかし、このような品物が必ずしもその自治体の特産品ではないことには注意を要する。例えば、そもそも品物ではない、1日市長権や、1日周遊権等は、特産品ではないし、品物を送付したとしても、その品物がその土地の特産品ではないという場合も少なくない。ゆえに、あくまでも便宜上本稿ではこの「返礼品」という語を用いるということとしたい。なお、総務大臣による通達等、公的な文書においては「返礼品（特産品）」と表記される。
- 2 厳密に言えば、後述するようにふるさと納税は名称こそ税であるが、実態は税ではない。ここでは、あくまでも便宜上「税金」という語を用いた。
- 3 総務省『ふるさと納税ポータルサイト』
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)
(2017年5月31日確認)
- 4 総務省注3前掲サイト内「ふるさと納税のしくみ」内「ふるさと納税の概要」ページ内「ふるさと納税とは？」より引用。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 5 株式会社トラストバンク『ふるさとチョイス』
(<http://www.furusato-tax.jp/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 6 株式会社トラストバンク注5前掲サイト内「ふるさと納税とは？」より引用。
(<http://www.furusato-tax.jp/about.html>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 7 株式会社さとふる『ふるさと納税サイトさとふる』
(<http://www.satofull.jp/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 8 株式会社さとふる注7前掲サイト内「ふるさと納税とは」より引用。
(<http://www.satofull.jp/static/instruction01.php#taxabout>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 9 株式会社JTB西日本『ふるさと納税ポイント制自治体サイトふるぽ』
(<http://furu-po.com/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 10 株式会社JTB西日本注9前掲サイト内「ふるさと納税とは？」より引用。
(<http://furu-po.com/guide/ふるさと納税とは?>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 11 株式会社SCINEX『わが街ふるさと納税』
(<http://www.citydo.com/furusato/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 12 株式会社SCINEX注11前掲サイト内「ふるさと納税とは」より引用。
(<http://www.citydo.com/furusato/what/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 13 楽天株式会社『楽天市場』
(<http://www.rakuten.co.jp/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 14 楽天株式会社前掲注13前掲サイト内「楽天市場でふるさと納税」より引用。
(<http://event.rakuten.co.jp/furusato/>)
(2017年5月31日閲覧及び確認)
- 15 正式には「ふるさと寄付金」ということから、その実態が納税ではなく寄付金であることがわかる。
- 16 Charitable Aid Foundation (CAF)
(<https://www.cafonline.org/>)
(2016年2月21日閲覧及び確認)
- 17 ふるさと納税をすると、税の計算上、寄付金控除を受けられることとなる。具体的には、ふるさと納税を行

- った年の所得からの税額控除と、ふるさと納税を行った年の翌年の住民税からの税額控除を受けることができるようになる。
- 18 詳細については、日本経済新聞 2006（平成 18）年 3 月 16 日夕刊『十字路』「地方見直す「ふるさと税制」案」を参照。
 - 19 2006（平成 18）年 8 月 7 日、愛媛県の講演にて、谷垣氏は、「個人住民税のかなりの部分を地方共有の『ふるさと共同税』に改めてはどうか。」と述べた。過疎地での税収確保、都会と地方の財政格差を縮めるために、個人住民税の一部を「ふるさと共同税」として管理し、人口に応じて再配分できる仕組みを作るよう提案。そして納税者がどの自治体に納めるかを指定できる方策も提案した。これにより、地方出身で東京在住の高額納税者が、自身の納税分を故郷の自治体に配分するよう求めることができるのが特徴。また谷垣氏は、都会で働く人が地方の両親に仕送りできるような仕組みとして、「ふるさと共同税」の一部について、納税者がどの自治体に納めるかを指定できる方策も同時に検討する考えを示した。
 - 20 この研究会の中で、従来の狭義のふるさとの概念である生まれ故郷だけでなく、直接自分には関係のない自治体（第 2 のふるさと）への寄付もふるさと納税として扱う柔軟性を認められてもよいのではないか、という議論となり、最終的に研究会の総意として、「ふるさと」は、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地などが基本となる。しかし、「ふるさと」という言葉に抱くイメージは各人各様であり、寄付者の気持ちを大事にするため、制度の対象となる地方団体については限定しない。「ふるさと」をどこにするかは、寄付者の意思に委ねることとした。詳細については、西川一誠『ふるさと』の発想—地方の力を活かす』（2009 年、岩波書店）144 頁から 152 頁を参照。
 - 21 総務省注 3 前掲サイト内「ふるさと納税の理念」頁を参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/seido/furusato/policy/)
(2016 年 2 月 21 日閲覧及び確認)
 - 22 総務省注 21 前掲ページを参照。
 - 23 総務省注 21 前掲ページを参照。
 - 24 総務省注 21 前掲ページを参照。
 - 25 総務省注 21 前掲ページを参照。
 - 26 総務省注 21 前掲ページを参照。
 - 27 「東日本大震災」はメディア等で統一的に使用される呼称であり、正式には気象庁が命名した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が使用される。本稿では、メディア等で統一的に使用されている「東日本大震災」という呼称を使用する。
 - 28 そもそも移動することすら要件ではないことは先述した通りである。ただただその自治体を応援したいというだけでもいいし、完全に返礼品目的でもいいこととなる。ただ、この場合は本来の制度趣旨とは乖離が生じることとなる。
 - 29 先に紹介した『ふるさとチョイス』では、「使い道でチョイス」というページを用意している。例えば、家庭内で飼養されている動物たちを殺処分から救うにはどのようにしたらいいかという問題（この問題について、詳しくは、拙稿「地域における動物法規の問題点—殺処分根絶へ向けて—」『地域マネジメント学会創立 10 周年記念論文集』（2015 年、地域マネジメント学会）、拙稿「地域における動物行政の問題点—殺処分根絶に向けて地域の取り組みについて—」『地域マネジメント学会創立 10 周年記念論文集』（2015 年、地域マネジメント学会）、拙稿「動物殺処分根絶に向けての地域における取り組み—動物行政の現状と自治体の取組みについて—」『地域学論集 第 11 巻第 3 号』（2015 年、鳥取大学地域学部）、拙稿「動物殺処分根絶に向けて—動物のいのちに対する取り組みについて—」『昭和大学富士吉田教育部紀要 第 8 巻』（2013 年、昭和大学富士吉田教育部）、拙稿「地域における人と動物の関係についての考察—殺処分根絶に向けて地域の取り組みについて—」『平成 25 年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2013 年、地域マネジメント学会）、拙稿「動物の個体識別情報についての再考察—動物のいのちに関わる情報の問題として—」『昭和大学富士吉田教育部紀要 第 7 巻』（2012 年、昭和大学富士吉田教育部）、拙稿「地域における飼養動物についての考察—殺処分根絶へ向けて—」『平成 23 年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2011 年、地域マネジメント学会）、拙稿「電子政府における動物個体識別情報の管理—家庭内で飼養される犬の登録および管理を中心に—」『情報コミュニケーション研究論集 第 3 号』（2011 年、明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）を参照されたい）についてだが、この殺処分根絶のための運動として、広島県神石高原町へのふるさと納税が挙げられる。神石高原町は、同町内の NPO 法人ピースウィンズ・ジャパンが運営する「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクト（2016 年までに広島県内の犬の殺処分をゼロに、2020 年の東京オリンピックまでに日本の犬の殺処分をゼロにする、という目標を掲げているプロジェクト）に対して、ふるさと納税の寄付金をその使用用途として設定している。詳細については、株式会社トラストバンク注 5 前掲サイト内「殺処分ゼロへ勝負の年！さらなるご支援を」のページを参照。

(<http://www.furusato-tax.jp/gcf/71>)

(2017年5月31日閲覧及び確認)

- 30 使用用途を指定できるから先述したような神石高原町の殺処分ゼロ活動への支援が可能となる。『ふるさとチョイス』内の「使い道でチョイス」には、この他にも様々な使用目的について紹介している。詳細については、株式会社トラストバンク注5前掲サイト内「使い道でチョイス」のページを参照。

(http://www.furusato-tax.jp/use_category.html)

(2017年5月31日閲覧及び確認)

- 31 このような自治体に長崎県平戸市がある。平戸市は2014年度の『ふるさと納税』による収入額が14億円を超えており、日本一となっている。この平戸市のケースはふるさと納税成功のモデルケースとされており、多くの自治体が注目している。また、2015年度においては、宮崎県都城市が『ふるさと納税』による収入額が42億を超えており、日本一となっている。

- 32 この「功」と「罪」はあくまでも本来の制度趣旨からしての分類である。つまり、自治体側からの視点での分類となる。しかし、これを利用する国民目線に立てば、ふるさと納税は「功」の部分しかない。この「功」の部分がまさに「光」の部分なのである。だから多くの人は「罪」の部分に気がつかなくなるのである。

「2017年6月2日受付, 2017年6月22日受理」